第３回（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会資料
令和８年１１月４日（水）

資料１

（仮称）姫路市自治会加入促進条例制定に係る意見書について

目次

1. 前回までの審議会の意見等の整理
2. 条例の骨子案
3. 【参考】条例骨子案及び姫路市まちづくりと自治の条例との対比
4. 意見書の構成（案）
5. これまでの経過及び今後の予定

1．前回までの審議会の意見等の整理①

第２回審議会の【資料4-2】「（仮称）姫路市自治会加入促進条例制定に係る意見書（案）」の内容に第２回審議会の意見を追加・修正（赤字表記）し、重複する内容をまとめました。
【審議会】＝審議会で出た意見　【自治会】＝自治会長アンケートの意見
【市民】＝市民アンケートの意見

条例の名称

- 【審議会】今回の条例は加入促進だけでなく、自治会を支える幅広い内容を盛り込むことになると考えられるので「自治会加入促進」という名称は適切ではない。
- 【審議会】強制的な加入を想起させないような名称にする必要がある。
- 【審議会】課題の深刻さや条例の役割が伝わりにくい名称は避けるべき。
- 【審議会】20代・30代の若い世代へのメッセージを込めた分かりやすい名称として、「未来へつなぐ」「支え合い」といった言葉を含めるのも良い。

条例制定の目的

- 【審議会】自治会の役割や加入する意義をわかりやすく説明し、理解を得る仕組みが必要
- 【審議会】自治会に対する財政支援、デジタル化、若者や女性が参加しやすい仕組みが必要
- 【審議会】自治会への加入促進、担い手の確保、運営の負担軽減及び活動の活性化を総合的に進め、持続可能な地域社会の形成を図ることを明記

1．前回までの審議会の意見等の整理②

用語の定義

- 【審議会】「姫路市まちづくりと自治の条例」と整合性のとれた定義を入れる

基本理念

「自治会は重要なパートナー」

- 【審議会】~~自治会は単なる任意団体ではなく、地域公共を支える自主的・自律的な団体であると位置づける必要がある。~~自治会は住民の自主的な参加により組織され、地域公共を支える自主的・自律的な団体であると位置づける必要がある
- 【自治会】自治会は住民同士の交流・親睦や地域の防犯・防災活動、地域の清掃・環境美化活動等の他、地域の困りごとの把握や解決を行う重要な役割を担う存在であることを示す

「今後も維持されるべき存在」

- 【審議会】市は、自治会の自主性・自律性を尊重し、地域の事情や規模に応じた支援を行うことを明記
- 【自治会】自治会加入率の低下に伴い、担い手の絶対的不足や会員の高齢化により自治会活動の維持が難しくなっている現状を示す
- 【市民】人間関係の希薄化や災害への備え、防犯対策、高齢者や子どもの見守り等の地域社会で暮らすにあたっての不安を減らすために、今後も自治会が必要

→ 自治会は住民の自主的な参加により組織され、地域公共を支える自主的・自律的な団体であると位置づける必要がある

1．前回までの審議会の意見等の整理③

自治会の役割（1/2）

「地域住民による民主的な運営」

- 【審議会】自治会の独自性を尊重しながら、市全体として共通の枠組みを設けることが重要
- 【自治会】自治会は住民同士の交流・親睦や地域の防犯・防災活動、地域の清掃・環境美化活動等の他、地域の困りごとの把握や解決を行う重要な役割を担う存在であることを示す（再掲）

「他団体との連携及び協働」

- 【審議会】自治会は、地域を支える各種団体と連携し、地域全体を支える必要がある

「運営の透明性の向上」「情報公開」

- 【審議会】自治会が地域でどのような役割を果たしているか住民にみえにくい部分もある
- 【審議会】自治会の活動や会費の使途を明確にして分かりやすく示し、納得できるようにする
- 【市民】自治会費は適正な額とし、会費の使途を含め、活動や運営の状況が分かりやすくしてほしい
- 【審議会】集会所の建設などに伴う入会金の負担がある場合、自治会への加入の妨げになっていないか
- 【審議会】会費に関する情報が住民にうまく伝わらないことで不信感が広がっている可能性があるので、認識の差を埋める方法の検討が必要
- 【審議会】個人情報の適切な取扱いが必要

自治会費は適正な額とし、自治会の活動や会費の使途（運営の状況）を明確にして分かりやすく示す必要がある。

1．前回までの審議会の意見等の整理④

自治会の役割（2/2）

「誰もが参加しやすい自治会」

- 【自治会】自治会は住民からの意見を広く募り、住民の意見の反映に努める
- 【自治会】自治会は外国人を含めた新しい住民が地域行事へ参加する機会の提供に努める
- 【市民】若い世代や新しい住民も含め、運営への参加が誰にも開かれているようにしてほしい
- 【自治会】自治会は活動時間・場所の多様な設定や活動内容の見直し、女性や若者が関心を持つ活動の展開、女性・若者世代のつながり強化等を通して、女性や若者を含めた多様な住民が自治会運営に参加できるよう努める
- 【審議会】高齢、障害、病気、仕事、育児、介護等の事情に配慮し、役員・当番の負担調整や多様な参加方法を設けることを盛り込む

「役員等の負担軽減」

- 【市民】負担にならない範囲で無理なく運営・活動に参加できる仕組みがほしい
- 【市民】運営の効率化（デジタル化）や業務削減等により活動内容が見直され、柔軟に改善されるようにしてほしい
- 【市民】役員や当番の負担が少なくなるようにしてほしい（特定の人に負担が偏らないようにする等）。
- 【自治会】自治会は役員の役割分担や会議、連絡手段の工夫により役員の負担軽減に取り組む
- 【自治会】役員・当番負担の軽減や行事・活動の見直し、（次行へ続く）

行政・他団体・自治会同士の連携、若者や女性の参加を増やす取組み、ライフスタイルの変化への対応等に努め、あわせて市民が自治会に加入するメリットを感じられるようにする

⇒ 運営の効率化（デジタル化）や業務削減、役員の役割分担・会議・連絡手段の工夫等により活動内容が見直され、役員や当番の負担が少なくなるようにしてほしい。

1．前回までの審議会の意見等の整理⑤

市民の役割

「地域活動における自治会の意義・重要性を認識」

- 【審議会】自治会への加入は任意であることから、自治会活動の魅力や意義を高めることで、住民の自発的加入を促す流れが望ましい
- 【審議会】自治会活動に対して当事者意識を持てるようにしたい

「自治会加入・活動への主体的な参加に努める」

- 【審議会】自治会への加入及び脱退は住民の自由意志であることが重要と考える
- 【市民】自治会への加入を強制せず、加入するかどうかを各自が選べるようにしてほしい
- 【自治会】~~自治会加入を「義務」または「強制に近い形」にしてほしい~~
- 【審議会】憲法上の結社の自由を踏まえ、加入を強制すべきでない

（その他）

- 【審議会】自治会自体が市民による団体のため、「市民」という表現の必要性は検討してほしい

自治会への加入及び脱退は強制ではなく、住民の自由意思であることが重要

地域活動団体の役割

「他団体との連携及び協働」

- 【審議会】自治会は、地域を支える各種団体と連携し、地域全体を支える必要がある（再掲）
- 【審議会】子ども会・老人会などの地域活動団体についても明記しておきたい。子ども会や老人会も、社会教育や見守り活動等で地域に貢献している。自治会に入っていなくても、これらの会には入りたいとうい人もいて、それがきっかけで自治会にも加入することもある

1．前回までの審議会の意見等の整理⑥

事業者及び住宅関連事業者の役割

「自治会への加入情報の提供に努める」

- 【審議会】一定規模の集合住宅については、管理会社等が自治会に代わる役割を果たす場合でも、地域との連携や、自治会活動への協力を求める仕組みが必要
- 【審議会】不動産の仲介業者と管理業者では役割が異なることから、どのような協力を求めるのか整理することが必要
- 【審議会】住宅関連事業者や管理会社には、継続的に地域との関係を引き継ぐ役割が求められている
- ~~【自治会】市が管理会社・管理組合と自治会を仲介する仕組みの構築、集合住宅管理者の自治会費納付義務化、転入時の自治会加入説明の徹底~~【審議会】集合住宅管理者に入居者への加入案内、地域との連絡調整及び活動への協力を求める
- 【自治会】市が管理会社・管理組合と自治会を仲介する仕組みの構築、転入時の自治会加入説明の徹底

「自治会に対する市の施策に協力」

- 【自治会】住宅関連事業者は、入居者への自治会加入案内や周知を通して、市及び自治会の自治会加入促進の取組みに協力すること

「自治会の活動に積極的に参加・協力するよう努める」

- 【審議会】集合住宅の所有者などにも事業者として自治会への加入や協力を求めたいところだが、具体的にどこまでを求めるかは各地域の事情に応じた判断となる
- 【自治会】自治会地区内の事業者（店舗・会社等）は、自治会への加入や地域行事、イベント、日常の地域活動への参加・協力等を通じて、自治会運営に協力するよう努めること
- 【審議会】高齢、障害、病気、仕事、育児、介護等の事情に配慮し、役員・当番の負担調整や多様な参加方法を設けることを盛り込む（再掲）

住宅関連事業者に対して、入居者への加入案内や地域との連絡調整を通して、自治会活動への協力を求める仕組みが必要

1．前回までの審議会の意見等の整理⑦

市の役割（1/2）

「自治会の負担軽減に配慮」「必要な財政的援助」

- 【審議会】自治会の維持・活性化に必要な安定的な財政措置について規定してほしい
- 【審議会】自治会への行政依頼事務の削減・総量管理により、市からの依頼事務については負担軽減を図る必要があり、また、市から行政事務を依頼する場合は、適正な費用負担となるよう配慮する必要がある
- 【審議会】自治会への依頼業務については、簡素化・合理化を進め、自治会の負担軽減を継続的に進める必要がある
- 【自治会】市が自治会に依頼する業務の明確化と限定、防犯・防災等の公共業務への市の責任の明確化

「自治会の維持及び活性化に関する施策を立案」

- 【審議会】市は自治会振興政策を総合的・計画的に実施する必要がある
- 【自治会】【審議会】デジタル化等の自治会単独では解決が難しい内容については、市は必要に応じて情報提供や連携を行うこと
- 【自治会】【審議会】外国人への自治会勧誘の妨げとなっている言語・文化面の壁を取り除けるような支援を行う
- 【自治会】自治会活動の維持及び活性化のため、市は自治会活動に必要な資金面の支援や自治会の重要性の情報発信、市から自治会に依頼する業務負担（広報の配布、回覧、各種委員・調査への参加協力等）の軽減、行政と自治会の連携促進等に努める
- 【審議会】市は施策の実施状況を定期的に公表し、自治会・住民の意見を踏まえて改善する仕組みが必要である
- 【審議会】市街地、山間部、島しょ部などの地域事情や自治会の規模に応じた支援を行う必要がある

自治会への行政依頼事務は、削減・総量管理及び簡素化・合理化により負担軽減を図り、また、適正な費用負担となるよう配慮する必要がある

1．前回までの審議会の意見等の整理⑧

市の役割（2/2）

「関係部署間の連携に努める」

- 【審議会】市は全庁的に自治会を支援する必要があり、庁内横断の自治会振興担当組織を設置、また地域担当職員を配置し継続的な支援の仕組みを整える必要がある
- 【審議会】庁内の連絡調整や回答まで市が責任を持つ体制が必要
- 【審議会】自治会は小中学校との関わりが多いので、学校の役割も記載したほうが良い

「啓発活動」

- 【自治会】自治会への加入促進のため、市は転入者に対する自治会案内やホームページ・広報等での周知、不動産事業者やマンション管理組合等への協力依頼を行う
- 【審議会】市職員には、地域住民としての役割もあることを自覚してほしい

「加入促進支援」

- 【自治会】【審議会】自治会だけではなく、子ども会、老人会、婦人会等の地域団体の加入促進、連携及び活動支援をしてほしい

1．前回までの審議会の意見等の整理⑨（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（1/7）

「自治会長･役員の負担軽減」

- 【市民】特定の人に負担が偏らないようにする
- 【市民】自治会役員の高齢化・なり手不足が進み、今の役員の負担が増えている
- 【市民】~~活動を必要防犯・防災や地域環境維持等だけに絞る~~各【審議会】活動を自治会が自主的に判断する
- 【自治会】広報・配布物のデジタル化、会議頻度の削減・効率化、~~屋外行事の廃止~~（【審議会】各自治会が自主的に判断する）・時間短縮、自治会の要望への早急な対応、自治会便利帳の配布範囲拡大
- 【自治会】道路使用許可や境界認定を工事業者に任せる
- 【自治会】~~定年制や任期制の導入・統一的なルール化~~
- 【自治会】各種委員・役割の統廃合、民生委員と自治会との役割分担の明確化、自治会が業務を委託できる団体の設立

「役員報酬･委託費」

- 【自治会】役員に対する報酬の支給・ルール化、経費補償

（凡例）

● 意見･要望

◇具体的な施策･対応等（自治会に対する提言も含む）

自治会長･役員の負担軽減について

- 自治会役員の高齢化・なり手不足が進み、今の役員の負担が増えているが、特定の人に負担が偏らないようにしてほしい
- 活動内容は各自治会が自主的に判断するものとしてほしい

◇広報・配布物のデジタル化
◇会議頻度の削減・効率化、時間短縮
◇自治会の要望への早急な対応
◇自治会便利帳の配布範囲拡大
◇道路使用許可や境界認定を工事業者に任せる
◇各種委員・役割の統廃合
◇民生委員と自治会との役割分担の明確化
◇自治会が業務を委託できる団体の設立

役員報酬･委託費について

◇役員に対する報酬の支給・ルール化、経費補償

1．前回までの審議会の意見等の整理⑩（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（2/7）

「財政支援・業務支援（特に環境美化・防犯）」

- 【自治会】施設等管理の市からの助成金引き上げ、市による公園の管理
- 【自治会】公園・河川の草刈り等の市直営化・外部委託
- 【自治会】防犯カメラ・防犯灯の導入・維持管理費の増額、または全額市による負担とする
- 【自治会】草刈り・管理等の市直営化、委託料の増額、使用機材に対する補助

「加入促進の広報・啓発」

- 【自治会】加入メリットを具体的に説明した資料の作成~~、加入しない場合のデメリットの明記・明文化~~
- 【自治会】自治会加入促進について、市職員への教育徹底と市民への対応統一

「不動産業者・マンション管理会社との連携」

- 【自治会】管理会社・管理組合に自治会加入の仲介をしてもらえる仕組みの導入

財政支援・業務支援（特に環境美化・防犯）について

◇施設等管理の市からの助成金引き上げ
◇市による公園の管理
◇公園・河川の草刈り等の市直営化・外部委託
◇草刈り・管理等の使用機材に対する補助
◇防犯カメラ・防犯灯の導入費用及び維持管理費の増額、または全額市による負担とする

加入促進の広報・啓発について

◇加入メリットを具体的に説明した資料の作成
◇自治会加入促進について、市職員への教育徹底と市民への対応統一

不動産業者・マンション管理会社との連携について

◇管理会社・管理組合に自治会加入の仲介をしてもらえる仕組みの導入

1．前回までの審議会の意見等の整理⑪（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（3/7）

「外国人住民・多文化共生の取り組み」

- 【審議会】市が作成する書類については、誰もが読めるよう多言語化などについて、市の中で共通した対応を検討してほしい
- 【審議会】多言語、やさしい日本語による加入案内、活動説明及び相談支援を市が用意し、翻訳等の負担を自治会だけに任せない
- 【自治会】外国人向けパンフレットの作成、多言語での自治会ルール説明、住宅関連事業者から外国人入居者への説明

「高齢者・現役世代・女性等の参加支援」

- 【市民】役員や当番は費用を払えば委託できる（免除される）仕組み、総会のオンライン参加等
- 【市民】若い世代の考えの尊重、初めての人を含めた会員全員が参加しやすい雰囲気作り
- 【自治会】平日から休日への活動日程変更、企業への従業員の自治会活動参加理解促進、ボランティア休暇制度の創設、自治会活動を支援する企業の表彰制度、現役世代が役員を務める事例の周知

外国人住民・多文化共生の取り組みについて

- 市が作成する書類は、誰もが読めるよう、多言語化などについて市の中で共通した対応を検討してほしい
- 多言語、やさしい日本語による加入案内、活動説明及び相談支援を市が用意し、翻訳等の負担を自治会だけに任せないでほしい

◇外国人向けパンフレットの作成
◇多言語での自治会ルール説明
◇住宅関連事業者から外国人入居者への説明

高齢者・現役世代・女性等の参加支援について

- 若い世代の考えも尊重し、初めての人を含めた会員全員が参加しやすい雰囲気作りに努めてほしい

◇費用負担による役員・当番の委託（免除）
◇総会のオンライン参加
◇平日から休日への活動日程変更
◇企業への従業員の自治会活動参加理解促進
◇ボランティア休暇制度の創設
◇自治会活動を支援する企業の表彰制度
◇現役世代が役員を務める事例の周知

1．前回までの審議会の意見等の整理⑫（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（4/7）

「デジタル化」

- 【審議会】自治会費の徴収を手集金からデジタル方式などにし、効率化を図るのはどうか
- 【審議会】市が導入費用や操作を支援するとともに、紙や対面による連絡も確保し、デジタル機器を利用できない人を取り残さない仕組みとする
- 【審議会】デジタルを使いこなせない人への配慮も必要
- 【市民】広報や回覧板をデジタル化する
- 【自治会】自治会アプリの開発・提供、高齢者向けのデジタル対応支援、デジタル回覧とアナログの両立方法の構築、市への各種要望へのデジタル化、リモート会議の検討

「申請・届出・相談手続の簡素化」

- 【自治会】市の相談窓口の一本化

「募金・分担金・各種団体からの依頼の見直し」

- 【自治会】募金の負担の見直し、金額目標設定の廃止、
- 【審議会】本人の意思を尊重し自治会費と区別

デジタル化について

- 市が導入費用や操作を支援するとともに、紙や対面による連絡も確保し、デジタル機器を利用できない人を取り残さない仕組みとしてほしい
- デジタルを使いこなせない人への配慮も必要である

◇自治会費の徴収のデジタル化
◇広報や回覧板のデジタル化
◇自治会アプリの開発・提供
◇高齢者向けのデジタル対応支援
◇市への各種要望のデジタル化

申請・届出・相談手続の簡素化について

◇市の相談窓口の一本化

募金・分担金・各種団体からの依頼の見直しについて

- 募金は本人の意思を尊重し、自治会費と区別すべき

◇募金の負担の見直し
◇金額目標設定の廃止

1．前回までの審議会の意見等の整理⑬（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（5/7）

「空き家・空き地・危険木・耕作放棄地対策」

- 【自治会】空き家・放棄地の対応、危険木等の除去への補助

「未加入者の義務、費用負担」

- 【審議会】自治会費を払っていないこと（加入していないこと）を理由に、ゴミ出しができないなどのケースが生じている
- 【市民】自治会に加入していない人にごみ置場利用等の負担金を求める仕組みがほしい
- 【市民】自治会に入らないとゴミ捨てができない等の不利益を被ることはやめてほしい
- 【自治会】自治会が負担する集会所、ごみ置場、防犯灯・防犯カメラ等の利用について、未加入者との費用負担や利用ルールの明確化
- 【審議会】ごみ置き場等の利用と費用負担は、市が責任を持って調整し、加入の有無だけで一律に排除する運用を避けること。加入の任意性と、維持管理に要する公平な負担を分けて整理すること。
- 【審議会】災害時の支援等は自治会加入の有無で区別してはいけない

空き家・空き地・危険木・耕作放棄地対策について

◇空き家・放棄地の対応

◇危険木等の除去への補助

未加入者の義務、費用負担について

- 自治会未加入者のごみ置き場等の利用と費用負担は、市が責任を持って調整し、加入の有無だけで一律に排除する運用を避けてほしい。加入の任意性と、維持管理に要する公平な負担を分けて整理する必要がある。
- 災害時の支援等は自治会加入の有無で区別してはいけない

◇自治会が負担する集会所、ごみ置場、防犯灯・防犯カメラ等の利用について、未加入者との費用負担や利用ルールの明確化

1．前回までの審議会の意見等の整理⑭（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（6/7）

「個人情報の取り扱い」

- 【審議会】防犯上の理由から、加入者名簿に氏名や性別を記載したくないなど居住実態の把握と個人情報の両立が課題と考える
- 【審議会】自治会が個人情報を収集、管理、利用する際の考え方を検討する必要がある
- 【審議会】市に名簿管理の手引きの作成や相談支援を行ってほしい

個人情報の取り扱いについて

- 防犯上の理由から、加入者名簿に氏名や性別を記載したくないなど居住実態の把握と個人情報の両立が課題と考える
- 自治会が個人情報を収集、管理、利用する際の考え方を検討する必要がある

  ◇市による名簿管理の手引きの作成、相談支援

1．前回までの審議会の意見等の整理⑮（自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて）

個別的事例・政策（7/7）

「その他」

- 【市民】会費や活動、運営の透明化（自治会費の地域間格差のためのガイドライン作成、祭りや神社関連費用を自治会費から分離、自治会のイベントの内容・年間予定・収支等の積極的な開示等）
- 【自治会】災害対策（災害時における自治会と市の役割分担の明確化、避難所開設時の運営能力の強化、~~未加入者が公民館を避難所として利用する際のルール明確化~~（【審議会】災害時の支援等は自治会加入の有無で区別してはいけない））
- 【自治会】地域の多様性への対応（中心部と山間部などの地域差を考慮した支援制度、過疎地の自治会維持への特別措置、小規模自治会の統合支援）
- 【審議会】市職員が自治会の意義及び重要性について理解を深める機会を設ける
- 【審議会】条例の内容を平易な文章で説明するハンドブックを作成してほしい

会費、活動及び運営の透明化について

◇自治会費の地域間格差を減らすためのガイドライン作成

◇祭りや神社関連費用の自治会費からの分離

◇自治会のイベントの内容・年間予定・収支等の積極的な開示

災害対策について

◇災害時における自治会と市の役割分担の明確化

◇避難所開設時の運営能力の強化

地域の多様性への対応について

◇中心部と山間部などの地域差を考慮した支援制度

◇過疎地の自治会維持への特別措置

◇小規模自治会の統合支援

条例の周知について

◇市職員が自治会の意義及び重要性について理解を深める機会の提供

◇条例の内容を平易な文章で説明するハンドブックの作成

2．条例の骨子案（条例の名称）

これまでの審議会等の意見

- 今回の条例は加入促進だけでなく、自治会を支える幅広い内容を盛り込むことになると考えられるので「自治会加入促進」という名称は適切ではない。
- 強制的な加入を想起させないような名称にする必要がある。
- 課題の深刻さや条例の役割が伝わりにくい名称は避けるべき。
- 20代・30代の若い世代へのメッセージを込めた分かりやすい名称として、「未来へつなぐ」「支え合い」といった言葉を含めるのも良い。

条例の名称案

- 姫路市自治会振興条例
- 姫路市未来につなぐ自治会条例
- 姫路市地域で支え合う自治会振興条例

類似条例における条例名の例

- 宇都宮市地域で支え合う自治会条例
- 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例
- 市川市自治会等を応援する条例
- 水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例

2．条例の骨子案（条例制定の目的）

これまでの審議会等の意見

- **自治会の役割や加入する意義をわかりやすく説明し、理解を得る**仕組みが必要
- 自治会に対する財政支援、デジタル化、**若者や女性が参加しやすい**仕組みが必要
- **自治会への加入促進**、担い手の確保、運営の負担軽減及び**活動の活性化**を総合的に進め、**持続可能な地域社会の形成を図る**ことを明記
- 自治会活動に対して**当事者意識を持てる**ようにしたい

骨子案

- 自治会の**維持及び活動の活性化**を推進すること
- **自治会の意義及び重要性を認識し、共有する**こと
- **年齢、性別、国籍を問わず、誰もが地域活動に参加しやすい**環境づくりに努めること
- **持続可能な地域社会の実現を図る**こと

類似条例における規定の例

【宇都宮市】

- この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにすることにより、自治会の持続可能性を確保し、もって誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とする。

【水戸市】

- この条例は、地域コミュニティにおいて町内会・自治会が重要な役割を担うものであることに鑑み、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2．条例の骨子案（基本理念）

これまでの審議会等の意見

- 自治会は住民の自主的な参加により組織され、**地域公共を支える**自主的・自律的な団体であると位置づける必要がある
- 自治会は住民同士の交流・親睦や地域の防犯・防災活動、地域の清掃・環境美化活動等の他、地域の困りごとの把握や解決を行う**重要な役割を担う存在**であることを示す
- 市は、**自治会の自主性・自律性を尊重し、地域の事情や規模に応じた支援を行う**ことを明記
- 自治会加入率の低下に伴い、担い手の絶対的不足や会員の高齢化により自治会活動の維持が難しくなっている現状を示す
- 人間関係の希薄化や災害への備え、防犯対策、高齢者や子どもの見守り等の**地域社会で暮らすにあたっての不安を減らすために、今後も自治会が必要**

骨子案

- 自治会は、**地域社会を支える重要な役割を担っていること**
- **自治会は、安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、今後も維持されるべき存在**であること
- **自治会の自主性、自立性を尊重し、地域の特性に配慮する**こと

類似条例における規定の例

【宇都宮市】

- 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（以下「関係者」という。）は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、相互に連携し、及び協働して地域活動に取り組むこと。
- 第１条に規定する目的を達成するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有すること。
- 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

【市川市】

- 市民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。
- 自治会等の地域社会における役割の重要性を理解すること。
- 自治会等の地域活動が持続的かつ活動的に運営されるようにすること。
- 自治会等の自立性及び地域性を尊重すること。

2．条例の骨子案（自治会の役割①）

これまでの審議会等の意見

- 自治会の独自性を尊重（→基本理念）しながら、市全体として共通の枠組みを設けることが重要
- 自治会は**住民同士の交流・親睦や地域の防犯・防災活動、地域の清掃・環境美化活動等の他、地域の困りごとの把握や解決を行う**重要な役割を担う存在であることを示す（再掲）
- 自治会は、**地域を支える各種団体と連携し**、地域全体を支える必要がある

骨子案

- 自治会は、**住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、他の自治会、連合自治会、その他関係団体及び市と協働して地域の公共的課題の解決**に努めること

類似条例における規定の例

【宇都宮市】

- 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとする。
- 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、及び協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

【岡山市】

- 町内会等は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け、支え合いながら、住みよい豊かな地域づくりをめざす活動の促進を図り、明るく暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。
- 町内会等は、その活動を維持し、円滑に進めるため、必要に応じて関係団体及び事業者との連携及び調整を行うよう努めるものとする。

2．条例の骨子案（自治会の役割②）

これまでの審議会等の意見

- 自治会が地域でどのような役割を果たしているか住民にみえにくい部分もある
- 自治会費は適正な額とし、**自治会の活動や会費の使途（運営の状況）を明確にして分かりやすく示す**必要がある。
- 集会所の建設などに伴う入会金の負担がある場合、自治会への加入の妨げになっていないか
- 会費に関する情報が住民にうまく伝わらないことで不信感が広がっている可能性があるので、認識の差を埋める方法の検討が必要
- **個人情報の適切な取扱い**が必要

骨子案

- 自治会は、**活動及び運営の透明性を確保すること**
- 自治会は、**個人情報を適切に取り扱うこと**

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）（＊）

- 活動や運営に関する情報の開示
- 個人情報の収集・管理・利用の明確なルール化
- 上記内容に関するガイドライン作成

（＊）市による取組みも含む。次頁以降も同じ

類似条例における規定の例

【宇都宮市】

- 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、もって地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

【四日市市】

- 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めなければならない。
- 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員(地域住民のうち、自治会に加入している者をいう。)に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。

2．条例の骨子案（自治会の役割③）

これまでの審議会等の意見

- **若い世代や新しい住民**も含め、運営への参加が誰にも開かれているようにしてほしい
- 自治会は住民からの**意見を広く募り、住民の意見の反映**に努める
- 自治会は**外国人を含めた新しい住民**が地域行事へ参加する機会の提供に努める
- 自治会は活動時間・場所の多様な設定や活動内容の見直し、女性や若者が関心を持つ活動の展開、女性・若者世代のつながり強化等を通して、**女性や若者を含めた多様な住民が自治会運営に参加できる**よう努める
- 高齢、障害、病気、仕事、育児、介護等の**事情に配慮し、**役員・当番の負担調整（→自治会の役割④）や**多様な参加方法を設ける**ことを盛り込む

骨子案

- 自治会は、**地域住民の意見を把握し、活動に反映**すること
- 自治会は、**地域住民が無理なく活動に参加できるよう配慮**すること

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 現役世代や女性が参加しやすい活動の展開
- 活動について地域住民が意見を出せる仕組みの明確化

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。

【四日市市】
- 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

【札幌市】
- 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。

2．条例の骨子案（自治会の役割④）

これまでの審議会等の意見

- **負担にならない範囲**で無理なく運営・活動に参加できる仕組みがほしい
- **運営の効率化（デジタル化）**や業務削減、役員の役割分担・会議・連絡手段の工夫等により**活動内容が見直され**、**役員や当番の負担が少なくなる**ようにしてほしい。
- 行政・他団体・自治会同士の連携（→自治会の役割①）、若者や女性の参加を増やす取組み、ライフスタイルの変化への対応（→自治会の役割③）等に努め、あわせて市民が自治会に加入するメリットを感じられるようにする

骨子案

- 自治会は、**運営の効率化や活動内容の見直し等により、役員等の負担軽減**に努めること

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 配布物・回覧板や会費徴収等のデジタル化
- 会議頻度の削減・効率化、オンライン化
- 役員や当番負担の細分化

類似条例における規定の例

【宇都宮市】

- 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。

2．条例の骨子案（市民の役割）

これまでの審議会等の意見

- 自治会への加入は任意であることから、**自治会活動の魅力や意義を高める**ことで、**住民の自発的加入を促す**流れが望ましい
- 自治会への加入及び脱退は強制ではなく、**住民の自由意思である**ことが重要
- 自治会自体が市民による団体のため、「市民」という表現の必要性は検討してほしい
- 自治会活動に対して**当事者意識を持てる**ようにしたい

骨子案

- 市民は、**地域社会の一員**として、**自治会の意義及び重要性について理解を深める**よう努めること
- 市民は、**自治会への加入**や活動への参加などにより**地域活動に関わる**よう**努める**こと

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 自治会の意義や重要性を具体的に説明した資料の作成・配布
- その他様々な媒体を活用した啓発活動

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとする。

【四日市市】
- 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

2．条例の骨子案（地域活動団体及び非営利活動団体の役割）

これまでの審議会等の意見

- 自治会は、**地域を支える各種団体と連携し、地域全体を支える**必要がある（再掲）
- 子ども会・老人会などの**地域活動団体についても明記**しておきたい。子ども会や老人会も、社会教育や見守り活動等で地域に貢献している。自治会に入っていなくても、これらの会には入りたいという人もいて、それがきっかけで自治会にも加入することもある

骨子案

- 地域活動団体及び非営利活動団体は、**自治会と協働して地域活動に取り組む**よう努めること

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 意見交換会の実施
- 合同でのイベント開催

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

【新宿区】
・地域活動団体は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

2．条例の骨子案（事業者の役割）

これまでの審議会等の意見

- 自治会地区内の**事業者**（店舗・会社等）**は、自治会への加入や**地域行事、イベント、日常の**地域活動への参加・協力等を通じて、自治会運営に協力するよう努める**こと。
- 高齢、障害、病気、**仕事**、育児、介護等の事情に配慮し、役員・当番の負担調整や**多様な参加方法を設ける**ことを盛り込む（再掲）

骨子案

- 事業者は、**自治会への加入や活動への参加等により地域活動に関わる**よう努めること
- 事業者は、**従業員が地域活動へ参加しやすい環境づくり**に努めること

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- ボランティア休暇制度の創設

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 事業者は、その事業内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。
- 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

【札幌市】
- 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

2．条例の骨子案（住宅関連事業者の役割）

これまでの審議会等の意見

- 一定規模の集合住宅については、管理会社等が自治会に代わる役割を果たす場合でも、**地域との連携**や、自治会活動への協力を求める（→事業者の役割）仕組みが必要。
- 不動産の仲介業者と管理業者では役割が異なることから、どのような協力を求めるのか整理することが必要
- 住宅関連事業者や管理会社には、**継続的に地域との関係を引き継ぐ役割**が求められている。
- 住宅関連事業者に対して、**入居者への加入案内**や**地域との連絡調整**を通して、自治会活動への協力を求める（→事業者の役割）仕組みが必要
- 集合住宅の所有者などにも事業者として自治会への加入や協力を求めたいところだが、具体的にどこまでを求めるかは各地域の事情に応じた判断となる

骨子案

- 住宅関連事業者は、**入居者**（入居しようとする者を含む。）**に対し、自治会に関する情報の提供及び加入案内**に努めること
- 住宅関連事業者は、**自治会との連絡調整等**を通じて、**入居者と地域住民との良好な関係の形成**に努めること

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 住宅関連事業者から入居者へ説明するための資料作成及び入居者への配布

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。
⑴当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。以下同じ。）と当該住宅が所在する地域の地域住民との良好な近隣関係の保持
⑵当該住宅が所在する地域の自治会に対する当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報の提供
⑶当該住宅の入居者に対する自治会への加入又は自治会の設立に資する情報の提供

【四日市市】
- 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2．条例の骨子案（市の役割①）

これまでの審議会等の意見

- 市は**自治会振興政策を総合的・計画的に実施する**必要がある
- 自治会活動の維持及び活性化のため、市は自治会活動に必要な資金面の支援（→市の役割②）や自治会の重要性の情報発信（→市の役割④）、市から自治会に依頼する業務負担（広報の配布、回覧、各種委員・調査への参加協力等）の軽減（→市の役割②）、行政と自治会の連携促進（→市の役割③）等に努める
- 市街地、山間部、島しょ部などの地域事情や自治会の規模に応じた支援（→基本理念）を行う必要がある
- 自治会は小中学校との関わりが多いので、学校の役割も記載したほうが良い

骨子案

- 市は、自治会の維持及び活性化に関する施策を**総合的に推進し**、**施策及び事業の改善**を図ること

（学校の役割について）

※通常、条例中で「市」という文言が使われた場合、市長部局だけではなく、教育委員会をはじめとした各種行政委員会も含んだものとなるため、学校に関する規定を特に設けなくても、小中学校での啓発活動等を市の役割に含めることができます。

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとする。
- （基本理念）地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

【水戸市】
- 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化のための総合的な施策を推進するものとする。

2．条例の骨子案（市の役割②）

これまでの審議会等の意見

- **自治会の維持・活性化に必要な安定的な財政措置**について規定してほしい
- 自治会への**行政依頼事務は、削減・総量管理及び簡素化・合理化により負担軽減を図り**、また、**適正な費用負担となるよう配慮する**必要がある
- 市が自治会に依頼する業務の明確化と限定、防犯・防災等の公共業務への市の責任の明確化

骨子案

- 自治会に協力を依頼する場合は、**自治会の負担が過重なものとならないようにすること**
- 市は、施策を実施するため、**必要な財政上の措置を講ずる**よう努めること

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 行政事務委託内容及び費用負担の見直し
- 環境美化・防犯等の取組みに対する有り方の検討

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 市は、施策及び事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

【札幌市】
- 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。
- 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2．条例の骨子案（市の役割③）

これまでの審議会等の意見

- 市は全庁的に自治会を支援する（→市の役割①）必要があり、庁内横断の自治会振興担当組織を設置、また地域担当職員を配置し継続的な支援の仕組みを整える必要がある
- **庁内の連絡調整や回答**まで市が責任を持つ体制が必要
- 市の施策は実施状況を定期的に公表し、自治会・住民の意見を踏まえて改善する（→市の役割①）仕組みが必要である
- デジタル化等の自治会単独では解決が難しい内容については、市は**必要に応じて情報提供や連携を行う**こと
- 外国人（→目的）への自治会勧誘の妨げとなっている言語・文化面の壁を取り除けるような支援を行う

骨子案

- 市は、自治会の維持及び活動の活性化のため、**情報の提供、関係者との連携等必要な支援を行うこと**

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 自治会加入に関する多言語での資料作成・配布
- 市が作成する書類（生活ガイド等）の多言語化
- 住宅関連事業者から入居者へ自治会の案内をするよう依頼
- 自治会からの相談窓口の明確化、手続きの簡素化・電子化

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携及び協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うものとする。
- 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応じるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

【四日市市】
- 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。

2．条例の骨子案（市の役割④）

これまでの審議会等の意見

- 自治会への加入促進のため、市は**転入者に対する自治会案内やホームページ・広報等での周知**、不動産事業者やマンション管理組合等への協力依頼（→市の役割③）を行う
- **市職員には、地域住民としての役割もある**ことを自覚してほしい
- 自治会だけではなく、子ども会、老人会、婦人会等の地域団体の加入促進、連携及び活動支援（→地域活動団体の役割）

骨子案

- 市は、自治会への加入及び活動への参加を促進するため、**広報その他の必要な啓発活動を行う**こと
- **市は、職員が地域活動に参加することができるよう配慮すること**

条例を踏まえた取組み例（現時点の想定）

- 自治会の意義や重要性を具体的に説明した資料の作成・配布
- 自治会の意義や重要性について、市職員へ周知

類似条例における規定の例

【宇都宮市】
- 市は、自治会に関する市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、自治会への加入及び活動への参加並びに協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとする。

【岡山市】
- 市は、地域住民及び事業者に対して、町内会等に係る広報その他啓発活動を実施するものとする。

2．条例の骨子案（用語の定義①）

これまでの審議会等の意見

- 「姫路市まちづくりと自治の条例」と整合性のとれた定義を入れる

素案（定義）

(1) **市民**：市内に居住する者をいう。
(2) **自治会**：町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）及び事業者の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。
(3) **連合自治会**：おおむね小学校区を単位とした区域内の自治会で構成する地区連合自治会及び市内の地区連合自治会で構成する姫路市連合自治会をいう。

類似条例及び姫路市まちづくりと自治の条例における規定の例

(1)「市民」に関する規定

- **【姫路市まちづくりと自治の条例】**住民：市内に住所を有する者をいう。
- **【宇都宮市】**市民：市内に居住する者をいう。
  地域住民：町の区域その他市内の一定の区域に居住する者
- **【新宿区】**区民：区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

(2)「自治会」に関する規定

- **【宇都宮市】**自治会：町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。

(3)「自治会の連合体」に関する規定

- **【宇都宮市】**自治会の連合体：宇都宮市自治会連合会及び同会を構成する地区連合自治会をいう。

2．条例の骨子案（用語の定義②）

素案（定義）

(4) **地域活動団体**：地域で自主的に公共的活動を行うことを目的とした、当該地域において形成された団体（自治会及び連合自治会を除く）をいう。
(5) **事業者**：市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
(6) **住宅関連事業者**：事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。）を業として行うものをいう。

類似条例及び姫路市まちづくりと自治の条例における規定の例

(4)「地域活動団体」に関する規定

- **【宇都宮市】**地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体（第４号に掲げるものを除く。）をいう。

(5)「事業者」に関する規定

- **【姫路市まちづくりと自治の条例】**事業者：市内で事業を行う個人又は法人その他の団体
- **【宇都宮市】**事業者：市内において事業活動を行う企業その他の団体（第４号、第６号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。

(6)「住宅関連事業者」に関する規定

- **【宇都宮市】**住宅関連事業者：事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。以下「住宅の建築等」という。）を業として行うものをいう。

3．【参考】条例骨子案及び姫路市まちづくりと自治の条例との対比①

	姫路市まちづくりと自治の条例	（仮称）姫路市自治会加入促進条例（骨子案）
目的	（目的） 第１条　この条例は、姫路市におけるまちづくりと自治の基本理念を明らかにするとともに、住民等の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働の基本的事項等を定めることにより、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的とする。	（目的） • 自治会の維持及び活動の活性化を推進すること • 自治会の意義及び重要性を認識し、共有すること • 年齢、性別、国籍を問わず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりに努めること • 持続可能な地域社会の実現を図ること
基本理念	（基本理念） 第４条　まちづくりと自治の基本理念は、次に定めるとおりとする。 (1) 住民の福祉の増進を図ること。 (2) 個人を尊重し、かつ、法の下の平等を保障するとともに、地域の特性及び自立性を尊重したまちづくりを推進すること。 (3) 住民等の信頼に基づく公正で開かれた市政を推進すること。	（基本理念） • 自治会は、地域社会を支える重要な役割を担っていること • 自治会は、安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、今後も維持されるべき存在であること • 自治会の自主性、自立性を尊重し、地域の特性に配慮すること

3．【参考】条例骨子案及び姫路市まちづくりと自治の条例との対比②

	姫路市まちづくりと自治の条例	（仮称）姫路市自治会加入促進条例（骨子案）
定義	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 住民　市内に住所を有する者をいう。 (2) 住民等　次に掲げるものをいう。 ア 住民 イ 自治会その他の地域団体（以下「自治会等」という。） ウ 市内でまちづくりに係る活動に取り組む個人又は法人その他の団体 エ 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体（以下「事業者」という。） オ 市内へ通勤又は通学をする者 (3) 市長等　執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 参画　住民自治の下、住民がまちづくりに主体的に参加すること、また、住民等がまちづくりに関わることをいう。 (5) 協働　市と住民等又は住民等同士が、まちづくりにおいて、共通の目的を効果的に達成するため、相互に理解し、それぞれの役割及び責任を踏まえ、協力することをいう。	（定義） • 市民：市内に居住する者をいう。 • 自治会：町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）及び事業者の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。 • 連合自治会：おおむね小学校区を単位とした区域内の自治会で構成する地区連合自治会及び市内の地区連合自治会で構成する姫路市連合自治会をいう。 • 地域活動団体：地域で自主的に公共的活動を行うことを目的とした、当該地域において形成された団体（自治会及び連合自治会を除く）をいう。 • 事業者：市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。 • 住宅関連事業者：事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。）を業として行うものをいう。

3．【参考】条例骨子案及び姫路市まちづくりと自治の条例との対比③

	姫路市まちづくりと自治の条例	（仮称）姫路市自治会加入促進条例（骨子案）
自治会の役割	（住民等の責務） 第７条（中略） ２　地域コミュニティ活動、NPO活動又はボランティア活動を通じてまちづくりに係る活動に取り組む自治会等及び市内で活動する法人その他の団体は、その活動に努めるものとする。 （後略）	（自治会の役割） • 自治会は、住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、他の自治会、連合自治会、その他関係団体及び市と協働して地域の公共的課題の解決に努めること • 自治会は、活動及び運営の透明性を確保すること • 自治会は、個人情報を適切に取り扱うこと • 自治会は、地域住民の意見を把握し、活動に反映すること • 自治会は、地域住民が無理なく活動に参加できるよう配慮すること • 自治会は、運営の効率化や活動内容の見直し等により、役員等の負担軽減に努めること
地域活動団体及び非営利活動団体の役割		（地域活動団体及び非営利活動団体の役割） • 地域活動団体及び非営利活動団体は、自治会と協働して地域活動に取り組むよう努めること

3．【参考】条例骨子案及び姫路市まちづくりと自治の条例との対比④

	姫路市まちづくりと自治の条例	（仮称）姫路市自治会加入促進条例（骨子案）
市民の役割	（住民等の責務） 第７条　住民等は、次に掲げる責務を果たすものとする。 (1) 公共的な視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持って参画すること。 (2) 参画に当たって、効果的に目的を達成できると判断した場合には、協働すること。 (3) まちづくりに関する負担を分任すること。 （後略）	（市民の役割） • 市民は、地域社会の一員として、自治会の意義及び重要性について理解を深めるよう努めること • 市民は、自治会への加入や活動への参加などにより地域活動に関わるよう努めること
事業者の役割	（住民等の責務） 第７条　（中略） ３　事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、社会貢献活動に努めるものとする。	（事業者の役割） • 事業者は、自治会への加入や活動への参加等により地域活動に関わるよう努めること • 事業者は、従業員が地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めること
住宅関連事業者の役割		（住宅関連事業者の役割） • 住宅関連事業者は、入居者（入居しようとする者を含む。）に対し、自治会に関する情報の提供及び加入案内に努めること • 住宅関連事業者は、自治会との連絡調整等を通じて、入居者と地域住民との良好な関係の形成に努めること

3．【参考】条例骨子案及び姫路市まちづくりと自治の条例との対比⑤

	姫路市まちづくりと自治の条例	（仮称）姫路市自治会加入促進条例（骨子案）
市の役割	（市長等の責務） 第１０条　市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮するものとする。 ２　市長等は、参画と協働を推進するとともに、まちづくりに係る活動を支援するものとする。 ３　市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行うものとする。 ４　市長は、行政サービスの質の向上等に必要な政策、施策及び事業（以下これらを「政策等」という。）を実施するものとする。 （職員の責務） 第１１条　職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守し、公正かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。 ２　職員は、職務の遂行に当たっては、自らも住民等の視点を持ち、市政運営に携わるものとする。 （財政及び財務） 第１５条　市長等は、行政運営に当たっては、財政及び財務の規律の遵守に注力し、健全な財政に努めるものとする。 ２　市長等は、市の財政状況を正確に、かつ、分かりやすく公表するものとする。	（市の役割） • 市は、自治会の維持及び活性化に関する施策を総合的に推進し、施策及び事業の改善を図ること • 自治会に協力を依頼する場合は、自治会の負担が過重なものとならないようにすること • 市は、施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること • 市は、自治会の維持及び活動の活性化のため、情報の提供、関係者との連携等必要な支援を行うこと • 市は、自治会への加入及び活動への参加を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を行うこと • 市は、職員が地域活動に参加することができるよう配慮すること

4．意見書の構成（案）

審議会の検討事項である「自治会の維持及び活動の活性化に係る基本理念に関する事項」及び「（仮称）姫路市自治会加入促進条例に規定するべき事項」の他、条例の名称、自治会の現状、困っていること、望むこと及び具体的に取り組むべきことについての意見があったことから、下記の構成で意見書（案）を作成

条例の名称について	名称についての意見及び名称案	※本資料18頁と同じ内容
条例に盛り込むべき内容（骨子案）について	下記内容についての意見及び条例骨子案 ⑴　条例制定の目的について ⑵　定義について ⑶　基本理念について ⑷　関係者の役割について	※本資料19頁～32頁と同じ内容
自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて	自治会の現状、困っていること、望むこと及び具体的に取り組むべきこと	※本資料11頁～17頁と同じ内容

5．これまでの経過及び今後の予定

日時	内容
令和８年　８月２８日（金）	第１回審議会
１０月　９日（金）	第２回審議会
１１月　４日（水）	第３回審議会
１１月下旬	審議会から市長に意見書交付
１２月中旬	パブリック・コメントの募集開始 （姫路市ホームページに意見書及び条例骨子案を掲載）
令和９年　１月中旬	パブリック・コメントの募集終了
１月中旬～下旬	第４回審議会（パブリック・コメントの結果について）
２月中旬	令和９年第１回姫路市議会定例会会議に条例案提出
３月	条例議決

※議会の予定は現時点では決定していないため、令和８年と同様の日程で開催された場合の予定を記載しています。